

盲ろう者の宿泊型生活訓練における宿直者の業務内容と可能性

北村弥生* 前田晃秀** 塩谷 治*** 杉浦節子*** 白井夕子*** 三好尉史****
藤田ゆかり**** 吉田洋美**** 納富祐輔**** 井口健司**** 西村茂****
工藤裕司**** 鈴木克子**** 小田島明****

The business outline and problems of support for persons with deafblind by night watchpersons at a training center

Yayoi KITAMURA*, Akihide MAEDA**, Osamu SHIONOYA***, Setsuko SUGIURA***,
Yuko Shirai***, Yasufumi MIYOSHI****, Yukari FUJITA****, Hiromi YOSHIDA****,
Yusuke NOUDOMI****, Kenji IGUCHI****, Shigeru NISHIMURA****, Yuji KUDO****,
Katsuko SUZUKI****, Akira ODAJIMA****

Abstract

Time spent by night watchpersons for 8 deafblind trainees at a group home resident were analysed from diaries of night watchpersons' observations for one year, and questionnaires were conducted on 16 night watchmen on their job satisfaction. Results showed that 1) most night watchpersons had no difficulty to carry on their work without the skill of sign language nor finger braille, 2) psychological care was required when one of the resident had Influenza and after the Great East Japan Earthquake, 3) the major personal care was night communication of average 19.8 min. and monitoring of average 14.8 min. These results suggest that 1) there are some strategies to keep safety of the deafblind residents even though the watchpersons do not have the necessary skill of sign language nor finger braille, 2) manuals for a variety of emergency situations are required including the psychological considerations, 3) the communication between the watchpersons and the young adult residents contributed to communication skill learning for watchpersons and to recreational activities for the young residents.

キーワード：見守り、コミュニケーション、緊急時対応

Key words: monitoring, communication, emergency situations

2012年8月22日 受付

2013年3月27日 採択

* 国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉
研究部
** 東京都盲ろう者支援センター
*** 全国盲ろう者協会
**** 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局

* Research Institute, National Rehabilitation Center
for Persons with Disabilities
** Tokyo Metropolitan Government deafblind Support Center
*** National Association of deafblind
**** Training Center National Rehabilitation Center for
Persons with Disabilities

1. はじめに

本稿では、盲ろう者に対する宿泊型訓練における宿直者に求められるコミュニケーション技能、業務内容と業務時間を、実証的に明らかにすることを目的とする。日本の盲ろう者数は2万3千名で、そのうち先天性の盲ろう児は約5%と推計されており^[1]、残り95%に対する生活訓練と就労移行支援は視力障害センター及びリハビリテーションセンターで担うことが多い。日本で最も多いといわれているアッシャー症候群などによる成人盲ろう者は先天性または幼少期には聴覚障害のみが顕著であり、成人後の視覚障害への対応が必要となるからである。しかし、視力障害センターなどの宿泊型の訓練施設では、訓練外の時間（以下、生活時間帯）の安全・管理に盲ろう利用者に特有の配慮があるか否かは知られていない。

そこで、厚生労働省は宿泊型盲ろう者生活訓練等モデル事業（以下、モデル事業）を実施し、国立障害者リハビリテーションセンター（以下、国リハ）自立支援局において訓練を行い、全国盲ろう者協会に通訳・介助者と生活支援職員の確保と調整等を委託した。また、全国盲ろう者協会は、東京盲ろう者友の会の協力を得て、モデル事業コーディネーターを派遣した。モデル事業では、平日だけでなく休日も含めて8時半から21時まで通訳・介助員を三交替で盲ろう者に一对一に配置し、訓練時間内外の情報アクセスの確保と移動介助を行うことの効果と課題を明らかにすることを目的とした。

2. モデル事業における生活支援の概要

2. 1. モデル事業利用者の概要

モデル事業の宿泊施設は、利用者用の個室が2部屋、2人部屋が1部屋であったため、最大4名の盲ろう利用者が宿泊した。平成22年10月1日から平成23年9月30日までの1年間に、モデル事業を利用した盲ろう者は9名で、利用期間は平均167.4日（幅86～333日）であった。1年間は、宿直者を含めた支援職員の人事異動等により平成22年10月1日から平成23年3月31日までの上半期、平成23年4月1日から平成23年9月30日までの下半期に分けられた。ただし、1名は3日で契約を中止したため、解析の対象からははずした。対象者8名の性別、年齢、視力、聴力、受信方法、発信方法、訓練目的を入所順に表1に示した^[2]。8名のうち先天性盲ろう者4名（事例A, E, F, H）の入所時の年齢は10歳代から20歳代で、作業所に通所する以外の一般就労の可能性を探ることと生活の自立を訓練目的とした。このうち、聾学校卒業生2名（事例E, F）は接近手話を使用

し、盲学校卒業生2名（事例A, H）は音声通訳または触手話・指文字・指点字を使用した。先天性ろうで成人してから視覚障害の手帳を取得した3名（事例B, C, G）は、いずれも聾学校出身の50歳代以上であった。入所時の保有視力に応じて、主に触手話または接近手話を、補助に手書き文字や筆談を使用し、親亡き後の老年期における生活の自立が訓練目的であった。残り1名は（事例D）は、幼少期からの難聴で補聴器を使用し、モデル事業では音声通訳を利用した。成人後期から視力が低下し、就労移行支援（養成施設）進学のための学習技能と生活技能の確立を訓練目的とした。

2. 2. 宿泊施設

宿泊施設としては、国リハの敷地内に「在宅福祉と融合した高齢者向け在宅構想」を臨床評価するために平成4年に建設された2階建て5室の独立家屋を利用した。国リハの一般事業で使用している鉄筋4階建ての宿泊施設を使用しなかった理由は、通訳・介助員の配置や光熱水費等の利用者負担の面での他の利用者との公平性等から一般事業の宿泊施設の運営に与える影響が懸念されたためであった。宿泊施設が独立であることの難点は、夜間支援に関しては既存の職員配置と安全体制を利用できないことであった。国リハの宿泊施設には聴覚障害者への配慮として、聴覚障害者用誘導装置、振動ベッド、双方向映像通信システム（エレベーター内）、メールの受信機、入所者情報掲示板、パトライト（パトライト社）、ストロボリンガー（ソフトアンドハード社）、ループアンテナ、簡易筆談機（かきポンくん、ワールドパイオニア）を整備しており、避難訓練を年に11回行い、基本的な避難方法が確立していたが、モデル事業で使用した宿泊施設は日中の展示場として使用されており備品に不足はあった。しかし、4名の利用者に1名の宿直者を配置することで利用者が宿泊するための安全を確保した。また、夜間に建物周囲は守衛の巡回があり、敷地内に集団式の宿泊施設と職員宿舎があることにより、緊急時には、国リハ職員が対応することができるように緊急連絡網を準備した。一方、独立家屋では、盲ろう者のためのグループホーム運営の試行ができることは利点であると考えられた。

2. 3. 宿直者の配置

生活支援の担当者として、通訳・介助員に加えて独立の宿泊施設に生活支援職員1名（勤務時間16時半から21時半または17時から22時）、宿直者1名（勤務時

表1 利用者の属性（報告書より改変）

事例記号	年代	性別	視力	聴力	受信方法	発信方法	訓練目的
A	10代	男	左右 手動弁	ろう (dB表記不可)	触手話 指点字 指文字	手話発語 (音声)	作業所通所以外の選択肢の探索、自立生活
B	50代	女	右 光覚弁 左 0.01 求心性視野狭窄	左右100dB以上	触手話	手話 指文字	親亡き後の自立生活
C	50代	女	左右0.01 求心性視野狭窄	左右100dB以上	触手話 拡大文字	手話指 文字 筆談	親亡き後の自立生活
D	50代	女	左右 手動弁	左右100dB以上	補聴器 (音声)	発語 (音声)	理療教育課程進学
E	20代	女	左右0.1	左右100dB以上	接近手話	手話	パソコン学習
F	20代	女	右0 左0.07(0.1) 視野障害	左右100dB以上	接近手話	手話	作業所通所以外の選択肢の探索、自立生活
G	50代	男	右0.07 (0.1) 左0.06 (0.09) 求心性視野狭窄	ろう (dB表記不可)	接近手話 触手話 拡大文字	手話 手書き文字	親亡き後の自立生活
H	20代	男	左右0	左右90dB以上	補聴器 (音声)	発語 (音声)	作業所通所以外の選択肢の探索、自立生活

間18時半から翌8時半)を配置した。生活支援職員は通訳・介助者経験15年以上の2名が隔日で勤務にあたった。すでに、モデル事業として50名以上の通訳・介助者を近隣4県から採用していたため、通訳・介助者の経験のある人材の登用は困難であったことから、宿直者には盲ろう者とのコミュニケーション手段を有することや盲ろう者支援経験を有することを条件とせず公募し、障害者支援に関する専門教育を受けていることと宿泊施設への通勤が容易なことを優先して採用した。その結果、宿直者は上半期6名(男性4名、女性2名)、下半期10名(男性4名、女性6名)が交替で勤務し、通年従事者は3名であった。宿直者合計13名の年齢は平均26.8歳、幅22~50歳であった。13名中12名は、国リハ学院(リハビリテーション専門職養成施設)の手話通訳学科、リハビリテーション体育学科、視覚障害学科の学生で、そのうち1名は派遣事業の通訳・介助者登録をしていた。残りの1名(下半期のみ勤務)は、派遣事業で通訳・介助者登録をし、モデル事業でも通訳・介助員として勤務した。

宿直者の勤務時間は、一般事業の宿直時間(17時15分~翌8時半)との対応を図った上で、従事者の多くを占めた学生の授業終了時間(17時半)に夕食時間1時間を加えて始業時間とした。

2. 4. 宿直者の業務

労働基準法では、宿直者の業務は「当該事業場に宿泊して行う定時的巡視、緊急時の文書または電話の收受、非常事態の発生に対処するための準備などを目的とする勤務」とされている。また、国リハ一般事業における宿日直者業務は、1) 利用者の安全管理及び生活介助、2) 外来者等に対する適切な接遇、3) 緊急、非常事態の処理、4) その他で、ガードマンと協力することとなっており、モデル事業においても同様であった。宿直業務の詳細は、「宿直業務要領」に定めるとともに、「宿直マニュアル」を配布した。また、下半期初めには「業務のチェックリスト」を作成した。上半期・下半期共に、モデル事業開始1週間前に、すべての宿直者に対して、主任機能訓練専門職及び機能訓練専門職より約2時間のオリエンテーションを実施した。

生活支援職員と宿直者の勤務時間が重複する18時半から21時半までの3時間(下半期には22時までの3時間半)には、宿直者は、利用者との意思疎通の方法を獲得することが勧められたほかは軽度の定型的な家事的支援を生活支援職員の指示に従って行った。たとえば、浴槽の湯量管理があった。電気給湯器は4名の利

用者の入浴には容量が不足したため、宿直者業務日誌に利用者が入浴するたびに給湯器の残量を目盛りで記録し、湯量の不足は生活支援職員に報告するように宿直者は依頼された。また、朝食時間は通訳・介助員の出勤前であったため、食堂までの盲ろう利用者4名の誘導または食事の運搬・配膳及びゴミ出しとポットのお湯の補充は宿直者の分担となった。

3. 方法

宿直者への質問紙法による調査(2回)、宿直者に対する面接法による調査(2名)、宿直者業務日誌約350枚の集計・解析を行った。業務日誌は、自記入式で客観性に欠けることと勤務時間中の支援業務の時間変化に関する情報がないことは欠点であるが、1年間の経過と利用者ごとの個別支援の差異を実証的に示した研究はなく、意義は大きいと考える。本研究は国リハ倫理審査委員会の承認を受けて実施した。

3. 1. 宿直者に対する質問紙法による調査

宿直者に対して、上半期最終月とモデル事業終了後2か月目に、質問紙法による調査を行った。調査項目は、上半期には、属性(年齢、性別、感覚障害のある人への支援経験、盲ろう者とのコミュニケーション技能の自己評価、福祉教育関係資格、就業動機)、対人サービスに関する評価41項目(設備10項目、備品3項目、運営体制13項目、業務遂行15項目)とした。評価項目は先行研究の様式³⁾を参考に修正した。下半期には、上半期の結果を補足して評価項目を61(設備15項目、備品6項目、運営体制16項目、業務遂行24項目)とした。下半期には、さらに、「余った業務時間の使用内訳」「利用者と宿直者の個人的な関係」を質問した。

3. 2. 宿直者に対する面接法による調査

上半期の集計後に、通年で勤務した宿直者のうちコミュニケーション技能と性別の異なる2名を対象に、約2時間ずつ面接法による調査を行い、質問紙法による調査の回答と業務日誌の記載について質問した。面接内容は録音し、逐語録を作成し、質問紙法による上半期調査結果を補足した。

3. 3. 宿直者業務日誌の集計と解析

約350枚の宿直者業務日誌(図1)に記入された生活支援項目別時間を利用者別、月別に集計した。宿直者は始業時に、主任機能訓練専門職ら1か月単位で生活支援職員と宿直者の業務日誌ファイルを受け取り、表計

盲ろう者宿泊型生活訓練等モデル事業
宿直日誌

勤務日	平成 年 月 日 曜日	勤務時間				時 分～ 時 分	勤務者氏名	
生活支援状況	支援項目	利用者氏名	A	B	C	D	特記事項・引継事項	
	①見守り・声かけ							Aさん
	②家事的援助							Bさん
	③入所者間の調整							Cさん
	④コミュニケーション							Dさん
	⑤相談							全体
	⑥余暇支援							
	⑦健康・安全支援							
	⑧ケースカンファレンス							その他
	⑨会議・打ち合わせ (ケースカンファレンス)							
	⑩運営実務							
	⑪記録・引き継ぎ							
	⑫管理等							
⑬その他								

自立訓練部長	機能訓練課長	コーディネーター	ケースワーカー	生活支援員	宿直者

図 1

算ソフト(エクセル、マイクロソフト社)で当日の業務日誌を入力した後に印刷し、終業時に国リハ主任機能訓練専門職者に提出した。宿直者の疑問は、生活支援職員の就業中には生活支援職員により回答されたが、生活支援職員の終業後には宿直者業務日誌に記入して次回出勤時に確認するか、終業報告時に主任機能訓練専門職者に質問された。

業務日誌の様式はモデル事業では生活支援職員と同じとした。なぜならば、盲ろう者における情報入手の制約には24時間の生活支援が必要なことも予想されたため、モデル事業では、通常の宿直業務以上に盲ろう者に特有の宿直業務があるか否かを明らかにすることも目的としたためであった。

すなわち、業務日誌の記入項目は、勤務日、勤務時間、勤務者氏名、生活支援状況13項目、利用者別と全体の特記事項・引継ぎ事項、その他の記入欄とした。生活支援状況13項目の出所は、国リハのケースワーカーの一般的な業務(①利用者間の調整、②相談、③余暇支援、④ケースカンファレンス、⑤健康・安全支援)、知的障害者のグループホームにおける生活支援業務に関する実態調査^[4]で上位に挙げられた業務(⑥見守り・声かけ、⑦家事的援助、⑧運営実務、⑨管理等、⑩記録・引き継ぎ、⑪会議・打ち合わせ、⑫その他)さらに盲ろうの特殊性により必要性が予測された項目(⑬コミュニケーション)であった。「コミュニケーション

」とは、通常は、盲ろう者と通訳・介助者の一対一の自由会話を指し、通訳・介助業務を円滑に行うために行われる。宿直者についても業務を円滑にするために「コミュニケーション」は必要であると予測された。このうち①から⑦と⑬は利用者1人当たりの時間が記入された個別支援であり、⑧から⑫は利用者4名に対する総合時間を記入された全体支援であった。また、「特記事項・引継ぎ事項」(以下、「特記事項」)欄には、各利用者と全体について自由記述が記入された。さらに自由記述欄として「その他」があった。生活支援項目の時間数は全体支援と個別支援に大きくわけて集計した。

4. 結果

4. 1. 属性

上半期調査は宿直者6名中5名が回答し(回収率83.3%)、下半期調査は10名中5名が回答した(回収率50.0%)。通年勤務者3名中2名は上半期調査と下半期調査の2つの調査に答えた。回答者の平均年齢は、上半期調査24.2歳(幅:23~28歳)、下半期調査26.6歳(23~38歳)で、2つの調査ともに性別は女性4名、男性1名、所属はりハビリテーション体育学科3名、手話通訳学科2名であった。上半期回答者5名中4名は中学校教諭、医療社会福祉士、ヘルパーの資格を、下半期回答者5名中2名は中学校教諭の資格を有していた。就業

動機は、「盲ろう者の支援に関心があった」（上半期5名、下半期3名）、「将来の仕事に役立つ」（上半期3名、下半期3名）、「人員が不足して頼まれた」（上半期3名、下半期3名）、「謝金が高額」（上半期2名、下半期1名）、「専門性が生かせる」（上半期1名、下半期2名）の順であった。

4. 2. 障害に関する経験とコミュニケーション技能

就業前に、視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者と話す経験があった回答者は、上半期と下半期2つの調査共に、それぞれ5名、4名、2名であった。上半期調査では、モデル事業で「盲ろう者に慣れるまでに要した回数」を質問した結果、利用者による差はほとんどなく平均3.4～5.8回であったが、宿直者による差は2～13回であった。「慣れる」という表現は主観性が強く意味が曖昧であるため、下半期調査では「コミュニケーションがとれるようになるまでの回数」と表現を改めた。その結果は、利用者による幅は2.2～4.6回、宿直者による幅は2.7回～6回であった。

就業時におけるコミュニケーション手段6種類に対する自己評価を4段階で回答するように依頼した結果を表2～3に示した。平均得点の順は2つの調査ともに同じで、「手のひら書き」「筆談」「音声通訳」「手話」「指文字」「指点字」の順であった。平均点が最高の「手のひら書き」でも2.0であり、平均点3以上のコミュニケーション技能を有したのは上半期調査、下半期調査共に2名にとどまった。しかし、自己評価では、モデル事業終了時には下半期就業時に比べて「手のひら書き」「手話」「指文字」で平均点が上昇した。

上半期調査では、5名中、手話通訳学科の学生を除く4名は「就業時にコミュニケーションがとれるかが心配だった」「コミュニケーション手段を習っておきたかった」と回答し、全員が「日ごろから、利用者のコミュニケーション手段に慣れることを心がけた」と記入した。「就業前に習っておきたかったこと」には、「コミュニケーション手段」の他に「移動介助」「部屋での声かけの方法」があがった。

生活支援職員と勤務が重複し業務にゆとりがある時間をどのように使用したかを比率で回答するように下半期調査で求めた結果は、平均値の大きい順に、「利用者との対話」42.5%(幅：20～60%)、「自分のこと」25.0%(幅：10～50%)、「状況の観察」17.5%(幅：10～20%)、「設備のチェック」15%(幅：10～30%)であった。

表2 上半期宿直者の就業時のコミュニケーション技能の自己評価 (人)

	平均点	4	3	2	1	合計
手のひら書き	2.0	0	0	5	0	5
音声通訳	1.8	0	2	0	3	5
筆談	1.8	0	1	2	2	5
指文字	1.4	0	0	2	3	5
手話	1.6	0	0	3	1	5
指点字	1.2	0	0	1	4	5
平均	1.6	0	0.5	2.2	2.4	5

平均点は4点満点。4=日常会話以上、3=発信と読み取りがすこしできる、2=いくつかの単語を知っている、1=できない。

表3 下半期宿直者のモデル事業開始時におけるコミュニケーション技能の自己評価 (人)

	平均点	4	3	2	1	合計
手のひら書き	2.0	0	1	3	1	5
音声通訳	2.0	0	0	5	0	5
筆談	1.8	0	1	2	2	5
指文字	1.8	0	0	4	1	5
手話	1.6	0	0	3	2	5
指点字	1.0	0	0	0	5	5
平均	2.0	0	0.3	2.8	1.8	5

平均点は4点満点。4=日常会話以上、3=発信と読み取りがすこしできる、2=いくつかの単語を知っている、1=できない。

4. 3. 深夜・早朝の利用者の安全管理及び緊急時の対応

宿直者の主たる業務である「深夜・早朝の利用者の安全管理及び緊急時の対応」は、上半期には、連絡網の使用1回、インフルエンザ感染者の2時間おきの見回りとナースコールに応えた水分補給1回、インフルエンザ感染に伴う全利用者への検温6日間（就寝時と起床時）であり、下半期は「病気・怪我」3回、連絡網の使用1回であった。

インフルエンザ感染にあたっての対応は、感染拡大がないことが確認されるまで、1) 感染者の同室者を別室に移動し、訓練を宿泊施設で行ったこと、2) 感染者の部屋に入室する者は使い捨ての帽子・マスク・エプロンを着用し、玄関に消毒用アルコールを置いたこと、3) 感染者の食器を熱湯消毒したこと、4) 全利用者を検温したことであった。しかし、それぞれの対応について宿直者からは課題あるいは課題を解決できなかった反省が回答された。すなわち、1) 同じ家屋内での生活を継続し、訓練の一部は宿泊施設で行われたことで感染の危険が継続したこと、2) スリッパの消毒は行わなかったなど感染防止対策が中途半端であったこと、3) 熱湯消毒の正しい方法がわからなかったこと、4) 検温を嫌がる利用者がいたこと、5) 全体的

にピリピリした雰囲気になったことであった。

平成23年3月11日の東日本大震災後に続いた余震では、「夜間に起きてきた利用者3名へのテレビの地震情報の伝達を宿直者1名で行うことの困難」「4月の大きな余震の後に不眠になった利用者への対応に苦慮したり、（著者注：宿直員が）眠れなくなったりしたことは、業務の範囲を超えると考えること」が回答された。地震情報の伝達では、生活支援職員や弱視ろう利用者の補助を受けた場合もあった。後者では、余震への不安からの不眠と目眩を訴え「地震酔い」と診断された利用者の求めに応じて、約2週間に亘り、宿直者は10分から2時間、利用者が寝付くまでの間、背中をさすった。この時間は「管理」に分類され、不眠時に会話を通して安心を促す等の対応は「コミュニケーション」に分類された。

「安全危機管理についての改善点」への意見では、上半期調査では「通訳・介助員との情報共有」と「連絡の確実性」が記載されたが、下半期調査では「病気、怪我、災害時の対応は、もっと具体的なマニュアルが必要」と宿直者からの意見があった。宿泊施設での避難方法はオリエンテーションで説明されたが、実際に避難訓練を経験した宿直者は全員ではなかったため、夜間の余震による避難実施方法について情報共有の必要性が宿直者業務日誌に記載された（3月12日）。

4. 4. モデル事業の評価

設備、備品、運営体制、業務遂行について5段階で評価を求めた結果を表4～7に示した。上半期と下半期では調査回答者及び起こった事象が異なるため数値だけで比較することは困難であるため、低得点であった項目に注目する。上半期調査で3点未満だったのは41項目中4項目9.6%であったが、調査以外では、宿直者から改善の要望は出されなかった。低得点だった4項目のうち「生活支援職員の勤務時間」「宿直者の勤務時間」「事前説明」の3項目は下半期調査では改善されたが、前2者は、尚、3点未満であった。

「生活支援職員の勤務時間」については、宿直室が生活支援職員の事務室と兼用であり、機材等が共用であったため、生活支援職員の残業があった場合に業務日誌の記録が出来なかった等が低得点の理由であった。そこで、生活支援職員に残業を制限するようにモデル事業コーディネーターから指示すると共に、宿直者用のパソコンを設置した。「宿直者の勤務時間」は、「始業時間を遅くしてほしい」「終業時間を早くしてほしい」という希望が回答された。「事前説明」に関しては、上半期の事前説明は、利用者の入所前であったた

めに、支援体制の説明が中心で、個別の対応方法に触れられなかった。しかし、下半期には、入所中の利用者への具体的な対応方法についての質疑がなされたことは宿直者から高く評価され、評価は平均4点に上昇した。

朝食時には宿直者しか配置されていなかったため、宿直者は4名の利用者の移動介助と食堂における配膳・下膳を行った。入所直後の利用者がある場合及び悪天候の場合には、ケースワーカー等の機能訓練課職員も移動介助にあたったが、原則として、宿直者1名で利用者4名の「朝食の準備」を継続し、評価点は改善されなかった。

下半期調査で平均点が3点未満であったのは61項目中10項目16.4%であった。内訳は、上記のほかに「ベランダが共用であったための調整が必要になったこと」「ドアロックセンサーは利用者が携帯しなければ実用的でないこと」「モデル事業コーディネーターには会う機会がないこと」「緊急時の対応」「夜間利用者の精神的安定」「新規入所者の精神的安定」「朝食の誘導」「東日本大震災後の夜間の安全」であった。

「選択肢に示さなかった備品以外に、利用者の生活に有効だった機器」として、ブリスト、FAX機、拡大読書器、テレビが回答され、「あればよかった備品」として、点字の本、緊急時につながる専用電話機、音声読み上げ機能付きのパソコンが上げられた。

表4 モデル事業の評価（設備）

場所	上半期		下半期	
	平均	幅	平均	幅
台所	4.6	4～5	4.2	3～5
談話室	4.0	2～5	4.0	3～5
宿直室の広さ	4.0	2～5	4.0	3～5
浴室	4.0	3～5	3.8	3～4
トイレ	4.2	4～5	3.8	3～4
その他の設備	—	—	3.8	3～4
食堂	3.8	3～5	3.6	3～4
洗濯機	—	—	3.4	2～4
建物の位置	3.6	3～5	3.4	2～4
宿直室のパソコン	—	—	3.3	3～4
居室	—	—	3.2	3～4
洗面所	4.0	3～5	3.0	2～4
玄関	3.6	3～5	3.0	2～4
職員室が共用	—	—	3.0	2～4
ベランダ	3.5	3～4	2.8	2～3
平均	3.9	—	3.5	—

表5 備品の評価

内容	上半期		下半期	
	平均得点	幅	平均得点	幅
ナースコール	3.2	1～5	4.0	3～5
目覚まし時計	4.2	3～5	3.8	3～5
パズル等	—	—	3.8	2～5
友の会の会報などの資料	—	—	3.4	3～4
触読式時計	—	—	3.2	2～4
ドアノックセンサー	3.6	2～5	2.4	2～3
平均	3.7	—	3.4	—

表6 モデル事業の評価（運営体制）

内容	上半期		下半期	
	平均得点	幅	平均得点	幅
生活支援職員との意思疎通	3.8	3～5	4.2	3～5
事前説明	2.6	2～5	4.0	3～4
通訳介助者の勤務時間	—	—	4.0	3～5
宿直者同士の意思疎通	4.0	3～5	3.8	3～5
盲ろうの数	4.4	4～5	3.6	3～4
盲ろう者との意思疎通	3.6	3～5	3.6	3～4
通訳介助員との意思疎通	3.4	3～5	3.6	3～4
業務を見落としなくできた	—	—	3.4	3～4
日々の引継ぎ情報十分渡せた	—	—	3.4	3～4
日々の引継ぎ情報十分得た	3.6	3～5	3.4	3～4
国リハ職員との意思疎通	3.4	3～5	3.4	3～5
勤務の頻度	3.4	2～5	3.2	3～4
利用者の個人情報	3.8	3～5	3.0	2～4
モデル事業コーディネーターとの意思疎通	3.6	3～5	2.8	2～3
宿直者の勤務時間	2.2	1～4	2.8	2～3
生活支援職員の勤務時間	1.8	1～3	2.6	2～3
平均	3.4	—	3.5	—

表7 業務遂行についての評価

業務内容	上半期		下半期	
	平均得点	幅	平均得点	幅
将来の経験としての意義	4.8	4～5	4.8	4～5
業務に関する相談	4.4	3～5	4.2	3～5
自身の健康	4.6	4～5	4.2	3～5
困難時他の職員からの支援	4.2	3～5	4.0	3～5
生活支援職員帰宅後の安全管理	4.0	3～5	4.0	3～5
設備の運用	—	—	4.0	3～5
業務全体としての量	4.0	3～5	4.0	3～5
仕事の満足度	3.8	3～5	4.0	3～5
設備の管理	3.8	3～5	3.8	3～4
日誌の記入	—	—	3.8	3～4
台風時支援員帰宅後の安全管理	—	—	3.8	3～5
盲ろう者の生活	4.2	3～5	3.6	3～4
風呂湯量の管理	4.0	3～5	3.5	3～4
病気・ケガ時のあなたの対応	3.4	3～4	3.3	3～4
宿直時睡眠時間	3.6	3～5	3.3	2～5
学業への支障	3.4	2～5	3.2	3～4
朝食時のことを日誌に書く時間はあったか	—	—	3.2	3～5
インフルエンザの安全管理	3.2	2～5	3.0	1～5
モデルハウス朝食準備	2.8	2～4	2.8	2～4
緊急時のあなたの対応	—	—	2.7	2～3
夜間の利用者の精神的安心	—	—	2.6	1～4
新規入所者の精神的安心	—	—	2.5	2～3
朝食時食堂での誘導	3.4	3～4	2.4	2～3
地震の後の支援員帰宅後の安全管理	—	—	2.2	1～3
平均	3.8	—	3.4	—

4. 5. 業務時間の内訳（全体支援）

宿直者業務日誌の様式は生活支援職員の業務日誌と同じであったが、業務の分類基準と業務内容の詳細は同一ではなかった。宿直者の業務ごとの平均時間と幅は、多い順に、「管理等」524.6分（495.0～544.8）、「記録・引き継ぎ」65.6分（49.6～102.7）、「家事的援助」51.6分（24.5～91.5）、「その他」7.3分（0.0～46.0）、「運営実務」2.3分（0.0～13.2）、合計643.9分（610.8～675.2）で約11時間であった。

記入時間数から、就寝時間から起床時間までの業務は「管理等」に分類されたと推測された。すなわち、主たる業務である「健康管理・安全支援」と分類することが期待された内容（たとえば、余震情報の伝達）は利用者の就寝時間における「管理等」として分類され、盲ろう者に対する夜間の安全管理に必要な時間と頻度は抽出できなかつた。

「記録・引き継ぎ」時間は、上半期は開始2か月目までは90分を超え生活支援職員の2倍程度の長さであったが、3か月目から1時間程度で生活支援職員とほぼ同じになった。一方、日誌への自由記入の文字数はモデル事業最終月には30日間に15885文字で、生活支援職員による記入文字数55989文字の28.4%であった。宿直者は生活支援職員に比べて記載量が少ないにも関わらず、「記録・引き継ぎ」時間が長かったのは、1週間に1回程度の勤務であるために、勤務していない日の宿直者業務日誌と生活支援員業務日誌を読み、利用者の状態把握をすることにも時間がかかったと推測される。

また、宿直者同士が直接情報交換を行う機会が作りづらいことから、宿直者は勤務初日から交換ノートを作成し、利用者とのコミュニケーションや対応時の細かな配慮事項について、自主的に情報共有を図った。初日にはドアノックセンサーもなく、「就寝時間の点

呼では、どのように利用者に宿直者の居室への来訪を知らせるか」など、具体的に業務に必要な応答が記入された。記載内容は、徐々に、業務を離れて宿直者間の交流が主となったこと、及び、業務上の共有事項を私的な媒体に共有することは不適切であるとの判断が宿直者自身から起こり、ノートは廃止され業務に関する情報共有は宿直者業務日誌に記載することとなった。

「家事的援助」は、12月に食事を宿泊施設に運搬するようになってから分類され、上半期も下半期も、月を重ねるに従い、時間数は減少した。「その他」と「運営実務」の業務時間は、ほとんど0であったが、モデル事業開始2か月目までは「その他」の業務時間が30分を超え、終了前の2か月間は「運営実務」の業務時間が10分程度となった。

4. 6. 業務時間の内訳（個別支援）

宿直者の一日の個人業務内訳の業務時間の平均時間と幅は、多い順に、「コミュニケーション」19.8分（12.8～26.9）、「見守り」14.8分（9.8～23.8）、「調整」0.14分（0.0～1.2）、「相談」0.08分（0.0～0.6）、合計35分（22.6～50.7）であった。前の項で算出した全体業務時間約11時間と個別支援時間4名分で約2時間20分（一人当たり約35分）をあわせると業務時間内訳の合計は約13時間20分で、勤務時間よりも約40分短かった。生活支援職員勤務時間内には、特段の業務がなければ、宿泊施設内で自由に過ごしてよかったために、4.4に示した「自分のこと」に相当する時間が平均40分程度であったと推測される。ただし、「コミュニケーション」と「見守り」は、複数の利用者に対して同時に行うこともできるため、「自分のこと」に相当する時間は40分よりも長かった可能性もある。

「コミュニケーション」には3種類があったが、宿直業務と判断される内容は、そのうち第一の場合のみであった。第一は、通訳・介助員及び生活支援職員の終業後の利用者間の通訳であった。2人部屋の同室者同士で空調や電灯の調節について意見があわない場合に、宿直者は通訳や状況説明を求められた。健康にかかわる事象であったために、生活支援職員あるいはケースワーカーの出勤を待たずに対応する必要があったからである。第二は、すでに記載した「コミュニケーション手段を習熟させるための自由会話」であり、就寝時間までに行われた。第三は、青年期の利用者から求められた友人としての会話であり、業務に分類された場合とされない場合があった。異性に関する質問や相談もあった。「利用者の年齢が近い場合には、相談内容が宿直者としてなのか友達としてなのか分からなくな

た」と調査に回答した宿直者もいた。宿直者は、これらの困難を、第一に、他の宿直者に相談し、「業務と考えるために日誌に書き残したり、職員に相談することをためらった」と回答した。その後、宿直者業務日誌には「『仕事だから、そういう質問には答えられない』と回答した」と記載され、主任機能訓練専門職は「就寝時間後の相談については、就寝時間であるから話をやめて居室へ戻るよう促すなど、本人に時間を意識して頂く働きかけをすること」を、宿直者に助言した。また、宿直者、生活支援職員、ケースワーカー、当事者講師から利用者へ宿直者の役割についての説明を行い、徐々に利用者から理解を得た。

表8は8名の宿直者の勤務内訳のうち一日のコミュニケーション時間の合計を利用者別に示し、青年期利用者で「コミュニケーション」時間が長かったことが示された。「コミュニケーション」時間の経過変化は、8名中6名はほぼ一定だったが（利用者B, C, F, G, H）、最も平均時間が長かった例では減少し（利用者A）、長期に滞在した例ではほかの利用者に値が近づくように増加した（利用者D）。

表9に、5月の業務日誌から宿直者と利用者別の「コミュニケーション」時間の平均値と最大値を、平均値が多い順に示した。利用者Fは接近手話、利用者Aは触手話、利用者Dは音声でコミュニケーションをとった。利用者Eに「コミュニケーション」時間が長い宿直者のうち上位3名は上半期からの継続者であり、同性者、手話通訳学科の学生、近い年齢の者が続いた。

「見守り・声かけ」のほとんどは自由記載内容から判断すると「見守り」で、「見守り」により発見された課題について宿直者の判断で「声かけ」を行った記載は9月の業務日誌の特記事項では2箇所のみであった。その内容は「就寝時間以降に談話室にいる利用者に居室に戻ることを促す」「葉をお茶で飲もうとした青年期利用者に、水で飲むように促す」であった。

表8 利用者の月別「コミュニケーション」時間数

利用者	年代	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均
A	10	50.5	43.3	43.4	25.2	28.9	21.0	-	-	-	-	-	-	35.38
E	20	-	-	-	-	-	28.1	38.5	-	-	-	-	-	33.30
F	20	-	-	-	-	-	-	37.8	29.8	30.7	20.6	27.0	32.4	29.72
G	50	-	-	-	-	-	-	-	20.0	28.8	27.9	37.1	21.9	27.14
H	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.6	21.0	12.9	18.17
D	50	-	9.8	6.4	7.7	10.7	8.2	16.5	17.6	19.8	16.5	22.4	18.3	13.99
C	50	9.5	9.8	10.4	11.1	11.1	-	-	-	-	-	-	-	10.38
B	50	7.3	4.3	2.7	7.3	3.4	8.9	9.7	12.1	-	-	-	-	6.96
合計	-	67.3	67.2	62.9	51.3	54.1	66.2	102.5	79.5	79.3	85.6	107.5	85.5	75.74

利用していない月は－で示した。

表9 5月の利用者別宿直者別のコミュニケーション支援時間

(分)

宿直者 記号	専門	年代	性別	利用者 B		利用者 D		利用者 F	
				平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値
O	手話通訳学科	20	女	18.0	30.0	23.0	40.0	54.0	80.0
S	リハビリ体育学科	20	女	10.0	15.0	11.3	15.0	37.5	90.0
T	手話通訳学科	20	男	5.8	10.0	12.5	30.0	30.0	60.0
U	手話通訳学科	20	女	19.0	40.0	14.0	15.0	25.0	30.0
X	リハビリ体育学科	20	女	7.5	10.0	16.3	20.0	18.8	30.0
Y	手話通訳学科	30	男	10.0	15.0	18.8	35.0	18.8	40.0
Z	通訳・介助者	50	男	15.0	20.0	33.3	70.0	16.7	20.0

宿直者O,S,Tは通年勤務者

4. 7. 利用者との個人的な関係

「コミュニケーション」業務に関して宿直者間で時間に幅があったこと、宿直者が友人としての関係を求められ苦慮したことがあったことが業務日誌に記載されたため、訓練期間中及び終了後における利用者と宿

直者との間で個人的な関係が成立したか否かについて質問した結果、青年期盲ろう者の中には、同世代の宿直者とメールアドレスの交換を希望したり、個人的な関わりや就寝時間以降に会話を求めた場合があり、「個人的な連絡先の交換はモデル事業終了後に可能」

と職員から伝達されたが、モデル事業終了後2か月目の調査実施時期までには、「個人的な交流はない」と回答された。ただし、モデル事業終了後に通訳・介助業務に従事することに関心を持つ宿直者は2名いた。

5. 考察

5. 1. 盲ろう者の宿泊施設における宿直者のコミュニケーション技能

盲ろう者のコミュニケーション技能が十分な宿直者の確保は全国的に困難が予想される。その中で、宿泊型訓練あるいはサービスの宿直者のコミュニケーション技能の不足を補う条件は、モデル事業で4点示されたと考えられる。第一は、就寝時間1時間前まで通訳・介助員を利用者に一对一に配置し、就寝時間以外の情報アクセスを確保したことである。第二は、集団での宿泊施設における生活や訓練が難しいような疾患や医療面の問題がないことを利用受け入れの条件とし、夜間の健康面での対応必要性が少なかったことである。

第三に、宿直者の始業時間が早かったことから、利用者と自由会話をしたり、利用者と通訳・介助員の会話を観察して、利用者のコミュニケーション手段に慣れる時間の余裕が業務時間中にあったことである。着任時に盲ろう者に有効なコミュニケーション手段を習得していた宿直者は1名であったが、最長4か月程度の勤務で、宿直者は「コミュニケーション手段に慣れた」と回答した。第四は、宿泊施設の徒歩圏内に、ろう者を含む複数の施設職員が宿舎に居住しており、すぐに応援を得られる体制を確保したことである。これらの4条件がどこまで削減できるかを明らかにすることは、今後の課題である。

5. 2. 盲ろう者の災害時対策

宿直者の主たる業務である安全管理と生活介助については、盲ろう利用者の特異性は平時は示されなかったが、東日本大震災及び感染症罹患が発生したことから、多様な災害時への具体的な対策マニュアルが、宿直者から求められた。知的障害者、認知症者、高齢者のグループホームでは、災害時避難に関するマニュアル及び訓練に関する知見が蓄積されつつあるが^[5, 6]、盲ろう者への具体的な対策は一部の当事者組織で始まったばかりであり^[7]、整備は十分でなく、喫緊の課題である。

また、東日本大震災後の余震への不安で不眠になった利用者への対応が最大2時間、2週間続いたことについて、宿直者からは「不眠への対応は業務範囲を超える」と指摘された。しかし、「業務範囲を超える」と

判断した場合には、医療部門に相談するなど他職種との連携体制はあった。すなわち、宿直者の経験不足により、業務における対応範囲を、その場で自己判断することが難しかった例と考えられる。災害により盲ろう者が受ける精神的な被害が健常者、視覚障害者、聴覚障害者に比べて多いことは報告されていないが、東日本大震災後には、東北地方では約6割で、関東地方でも約4割の住民で睡眠に変化があったこと^[8]、盲ろう者は孤独と情報不足により抑うつ傾向になりやすいことは報告されていることから^[9]、災害等の緊急時における盲ろう者の精神的な健康への配慮は重要であると考えられる。

5. 3. 宿直者と利用者の「コミュニケーション」

個別支援の「コミュニケーション」時間19.8分と「見守り」14.8分、は生活支援職員の平均値19.4分、23.0分に匹敵する長さであり、在宅高齢者及び施設入所高齢者に比べると極めて長かった。すなわち、在宅高齢者に対する介護者の1日の「コミュニケーション（日常会話等）」平均時間は52.4分^[10]であり、介護老人福祉施設における夜間・深夜時間帯に職員が提供した「コミュニケーション」は利用者ひとりあたり0.88分であった^[11]。

また、青年期の4名の利用者について合計すると「コミュニケーション」79.2分は通訳・介助員による「コミュニケーション」業務時間43.2分を超え、「見守り」59.2分は通訳・介助員による「見守り」業務時間60分と同等であった^[2]。

しかし、宿直者による「コミュニケーション」と「見守り」の内容は生活支援職員とは異なり^[2]、業務として宿直者が「コミュニケーション」を提供する必要性については、今後の課題であると考えられる。すなわち、「コミュニケーション」も「見守り」も、宿直者はコミュニケーション手段を習得するために行き、青年期利用者は入所期間中の余暇活動として宿直者との自由会話を好んだために時間が増えたと推測される。モデル事業では、夜勤勤務の通訳・介助員の過半数は50歳以上であり、20歳代は2割10名に過ぎなかったことから^[2]、青年期利用者は同世代の会話相手を宿直者で代替しようとしたと推測されるからである。

6. 文献

- 1) 厚生労働省. 平成18年度身体障害児・者実態調査. 2007.
- 2) 国立障害者リハビリテーションセンター, 全国盲ろう者協会. 宿泊型盲ろう者生活訓練等モデル事業

報告書, 2012.

- 3) Meyer, D. J.,Vadasy, P. F. Sibshop: Workshops for siblings of children with special needs. Paul H. Brookes Pub. Co., 2007.
- 4) NPO法人大阪障害者センター・障害者生活支援システム研究会, グループホーム・ケアホームでの支援にかかわる実態調査報告書. 2008.
- 5) 日本グループホーム学会. グループホームにおける知的障害のある人の避難訓練に関する検討. 平成21年度厚生労働障害保険福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）. 2010.
- 6) (財)日本知的障害者福祉協会 地域支援部会グループホーム・ケアホーム等分科会. 知的障害者のグループホーム・ケアホーム防災マニュアル. 知的障害者のグループホーム・ケアホーム運営ハンドブック –平成18-19年度グループホーム・ケアホーム等分科会報告書一. 別冊資料. 2008.
- 7) 東京盲ろう者友の会. 友の会活動報告. てのひら通信, 230, 2012, p. 3-4.
- 8) ファイザー株式会社. 全国4,000名を対象にした「不眠に関する意識調査」. 2011.
- 9) Bernabei, V.,Morini, V.,Moretti, F.,Marchiori, A., Ferrari, B.,Dalmonte, E.,De Ronchi, D.,Rita Atti, A. Vision and hearing impairments are associated with depressive - anxiety syndrome in Italian elderly. Aging Ment. Health. 15(4), 2011, p. 467-474.
- 10) 大多賀政昭, 筒井孝子, 東野定律, 筒井澄栄. 在宅要介護高齢者に家族介護者が提供したケアの実態およびその時間帯別ケア提供の特徴 –認知症有無別の検討一. 経営と情報. 24(1), 2011, p. 65-76.
- 11) 大多賀政昭, 東野定律, 筒井孝子. 介護老人福祉施設において夜間・深夜時間帯に提供されたケアの実態と時間別ケア内容の推移. 介護経営. 6(1), 2011, p. 90-100.